

実施手順書

この手順書は、十和田市公共汚水柵設置業務委託（単価契約）に適用し、受注者は下記の事項に十分配慮して施工しなければならない。

1. 着手前手順

- 1) 受注者は、公共汚水柵設置指示書（様式1）の受信を希望するFAX番号と緊急時に連絡可能な電話番号を監督職員に報告する。
- 2) 受注者は、現場責任者以外の連絡要員を置く場合は、緊急時に連絡要員に連絡可能な電話番号を監督職員に報告する。

2. 現地手順

- 1) 受注者は、公共汚水柵設置指示書（様式1）を受領した後、速やかに現地確認を行い、監督職員に報告する。なお、現地と公共汚水柵設置指示書（様式1）が符合しない場合は、監督職員へ報告し協議する。
- 2) 受注者は、業務着手にあたって道路使用許可（警察・消防）の取得、周辺住民への周知等を行う。
- 3) 受注者は、現地の状況により作業ができない場合、又は事故や災害が予想される場合は、監督職員に報告し指示を受ける。

3. 品質管理、出来形管理等

- 1) 受注者は、工事完成後出来形を作成し、必要に応じて展開図等成果が確認できる資料を作成する。検収数量は別単価表の検収単位のとおりとし、検収単位の直近下位を四捨五入する。ただし、公共汚水柵設置指示書（様式1）による1回当たりの数量が検収単位に満たないときは検収単位に切り上げる。
- 2) 受注者は、次の写真を提出すること。
 - ①指示現場ごとに同一方向から撮影した着手前と完成後が確認できるもの。
 - ②業務の施工内容や途中経過が確認できるもの。※詳細は公共汚水柵設置業務委託 写真・出来形管理基準（様式4）を参照。
- 3) 受注者は、監督職員が求めた場合は、状況写真を添付した作業日報を提出する。

4. 完成報告

- 1) 受注者は、業務完了後に公共汚水柵設置完了報告書（様式2）に工事写真を添付し提出する。
※業務完了から7日以内かつ業務完了期限内に報告。

5. 確認および検査

- 1) 監督職員は、公共汚水柵設置完了報告書（様式2）と公共汚水柵設置指示書（様式1）の工種及び数量に相違がある場合は、公共汚水柵設置完了報告書（様式2）に基づいて現地確認を行う。
- 2) 検査職員は、実績報告書（兼請求明細書）（様式3）の提出後、速やかに公共汚水柵設置完了報告書（様式2、）状況写真、出来形結果表、作業日報等を用い検査を行う。